電気	買電	化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
		非化石由来	電気事業者からの買電	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
			その他（上記以外の買電）	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
	自家発電	非燃料由来	太陽光	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
			風力	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
			地熱	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
			水力	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
			その他（　　）	千ｋＷｈ		
			連携分	千ｋＷｈ		
		燃料由来	化石由来	千ｋＷｈ		（※）
			連携分	千ｋＷｈ		（※）
			非化石由来	千ｋＷｈ		（※）
			連携分	千ｋＷｈ		（※）
	その他（　　）			千ｋＷｈ		
	連携分			千ｋＷｈ		
電気小計（原油換算ｋｌ）						
連携分						
電気小計（ＧＪ）						
連携分						
合　計ＧＪ						
連携分						
原油換算ｋｌ						㋑
連携分						
前年度原油換算ｋｌ						
連携分						
対前年度比（％）						
連携分						

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２．貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

（１）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の算出方法

（３）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量及び当該措置を踏まえた輸送量

エネルギーの種類	単位	連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		連携省エネルギー措置を踏まえた輸送量
		数値	熱量ＧＪ	数値	熱量ＧＪ	

第２表　貨客輸送連携省エネルギー措置に係る輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

器具の名称	器具の概要	使用状況	導入、改造又は廃棄の状況